第3節

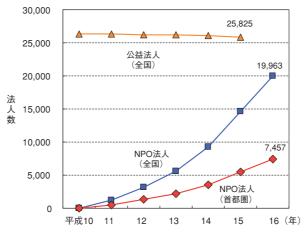
個人主体の多様な活動の展開

1. NPOの現状と多様な支援

(1) NPOの現状

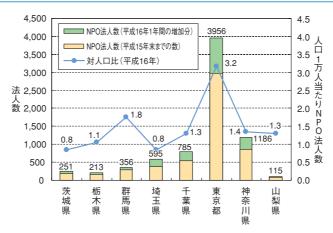
近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、NPO等の民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人¹⁾(以下「NPO法人」という。)の数は、特定非営利活動促進法の施行以降、加速度的に増加し続けており、平成16年末時点での認証法人数は全国で約20,000と、公益法人数に急速に近づいている。首都圏においては、全国の約4割にあたる約7,500の団体がNPO法人として認証されている(図表 2-3-1)。

図表 2-3-1 NPO法人数の推移



注 : 公益法人数は各年10月1日現在、NPO法人数は各年12月末現在の値である。 資料: 内閣府資料及び「公益法人に関する年次報告」(総務省) により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-2) 首都圏都県別のNPO法人の認証状況



注 : 各都県の人口は平成16年10月1日現在、NPO法人数は各年12月末現在の値である。

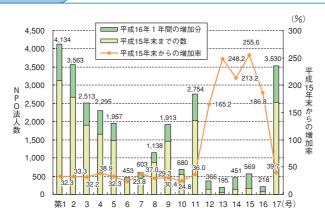
資料:内閣府資料及び各都県公表推計人口により国土交通省国土計画局作成

¹⁾ 特定非営利活動法人:「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号) に基づき認証された法人。

首都圏各都県別の認証状況をみると、NPO法人数、人口当たりの法人数、平成15年から平成16年の一年間の増加数は東京都が最も多い。群馬県については、NPO法人数は比較的少ないが、人口当たりの法人数が東京都に次いで2番目となっている。埼玉県は、NPO法人数が4番目であるものの、人口当たりの法人数は茨城県と並んで首都圏で最も少ない(図表2-3-2)。

首都圏におけるNPO法人について、活動分野別に認証状況をみると、保健、医療又は福祉の 増進、社会教育の推進、他団体の支援等の分野が多く、平成16年1年間の増加率については、改 正NPO法施行日以降に申請して認証された第12~16号の活動分野の増加率が高くなっている (図表 2-3-3)。

図表 2-3-3) 首都圏における活動分野別のNPO法人認証状況(平成16年12月末現在)



号数	活動の種類
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第5号	環境の保全を図る活動
第6号	災害救援活動
第7号	地域安全活動
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
第9号	国際協力の活動
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第11号	子どもの健全育成を図る活動
第12号	情報化社会の発展を図る活動
第13号	科学技術の振興を図る活動
第14号	経済活動の活性化を図る活動
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第16号	消費者の保護を図る活動
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関 する連絡、助言又は援助の活動

注1:号数及び活動の種類は、NPO法に基づいている。

注2:第12~16号は、改正NPO法施行日(平成15年5月1日)以降に申請して認証された分のみ。

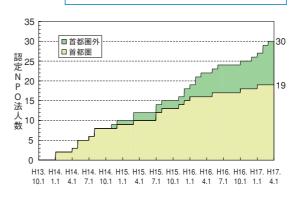
注3:1団体が複数の号の活動を行う場合、各号を1法人として複数計上している(複数計上法人数 19,875)。

資料:内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

(2) NPOへの支援

NPOに係る税制上の優遇措置としては、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものとして国税 庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に 対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする税制上の優遇措置が平成13年10月 から講じられている。この認定NPO法人制度については、平成15年度税制改正において、認定要件の緩和²)、みなし寄附金制度³)の導入等の措置が講じられ、さらに、平成17年度税制改正において、パブリック・サポート・テストなどの認定要件の緩和⁴)がなされ、平成17年4月より適用されている。首都圏における認定NPO法

図表 2-3-4 租税特別措置法に基づく認定 NPO法人数の推移



資料:国税庁資料により国土交通省国土計画局作成

人数は、平成17年4月1日現在で19(全国で30)となっている(図表2-3-4)。

- 2) 認定要件の緩和:総収入金額のうち寄附金総額の占める割合を一定以上必要とするパブリック・サポート・テスト 要件の緩和、特定非営利活動が複数の市区町村で行われていること等を必要とする広域性要件の廃止等。
- 3) みなし寄附金制度:収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業のために支出した金額について、寄附金の額とみなし、収益事業に係る課税所得の計算上、他の寄附金とあわせ寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる制度。認定NPO法人については、15年度税制改正において、この制度導入とあわせ、寄附金の損金算入限度額を所得金額の20%(改正前2.5%)に拡大する措置が講じられた。
- 4) 認定要件の緩和:パブリック・サポート・テスト、共益的な活動の制限に係る要件の見直し等。

2. テレワークの推進

①通勤量の減少

2002年と比較して通勤や業務に伴う移動が、全国では1日に272万~367万トリップ⁴⁾ (6.0~8.2%)、首都圏では<math>1日に84万~124万トリップ (5.4~8.0%) 減少し、朝夕の通勤混雑が緩和される (図表 2-3-5)。

②地球環境への負荷の軽減

通勤や業務に伴う移動が減少することによって、年間321万~442万トンの二酸化炭素 (CO_2) が削減され $^{5)}$ 、地球環境への負荷が軽減される。これは、平成10年の旅客部門排出量 16 ,361万トン $^{6)}$ の2.0~2.7%に相当する削減量となる(図表 $^{2-3-5}$)。

③女性や高齢者等の就業促進

テレワークにより育児や介護を抱えている就業者や高齢者などの通勤が困難な人達にとって働きやすい環境が整備され、女性や高齢者などの就業機会が増加する。2002年から2010年の間に、女性のテレワーク実施者数は、 $104万人から457万人(うち、テレワークによる就業促進効果は24万人)、シニア(<math>60\sim64$ 歳)のテレワーク実施者数は22万人から111万人(うち、テレワークによる就業促進効果は<math>10万人)に増加する(図表 2-3-6)。

④大都市における防災性の向上

在宅勤務の増加により、大規模地震などの災害が発生した際の帰宅困難者数の削減効果が期待される。首都圏で直下型地震が発生した場合には数多くの帰宅困難者が発生すると予想されるが、在宅勤務者が増加することで、このうち7.5~15.4%が帰宅困難な状態に陥らずにすむことになる(図表 2-3-7)。

¹⁾ ここでいうテレワークとは、業務を続けていく上で、情報通信機能の利用が必要不可欠であり、かつ働く場所を自由に選択できる就業形態を指す。

²⁾e-Japan戦略Ⅱ:世界最先端のIT国家実現を目指す国家の第2期IT戦略(「e-Japan戦略」(平成13年1月IT戦略本部決定)の改定版)。

³⁾ 本調査の前提: ①2002年の数値は「テレワーク・SOHOの推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」 (国土交通省)の数値を使用。②対象者は週8時間以上のテレワーク実施者とする。③2010年の労働力人口が1995年と同程度を維持。④2010年の労働力人口を1995年と同程度に維持するため、労働力率の上昇を第5次首都圏基本計画における推計に準拠。⑤労働力人口に占める就業者の割合は、第5次首都圏基本計画と同様に1995年と同程度と仮定。

⁴⁾人がある目的をもってある地点からある地点へ移動する単位を「トリップ」という。目的が変わるごとに変わり、 1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数える。

⁵⁾ 本調査における通勤量の削減データをもとに排出原単位は国立環境研究所のデータを利用し、通勤量削減と同様のケースで算出。

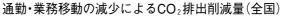
⁶⁾ 温室効果ガス削減技術シナリオ策定調査検討会「温室ガス排出量分析評価ワーキンググループ報告書」(平成13年3月)。

図表 2-3-5 通勤・業務移動の減少の効果

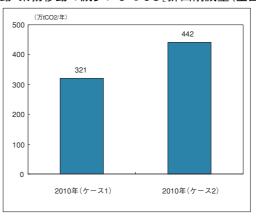
ケース1:在宅勤務の頻度及びモバイル勤務のうち、顧客先へ直行する割合が2002年と同一としたケース

ケース 2 : 在宅勤務の頻度が2002年よりおおむね週 1 日増加し、モバイル勤務の内、顧客先へ直行する割合が増大(20%→50%) するとしたケース

通勤・業務移動の減少量(首都圏)







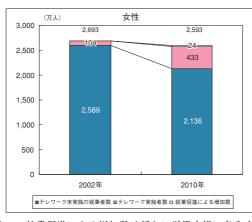
注1:モバイル勤務とは、ここでは携帯型情報通信機器(モバイル機器)を活用して業務に伴う移動中や顧客先等で 仕事をする勤務形態をいう。

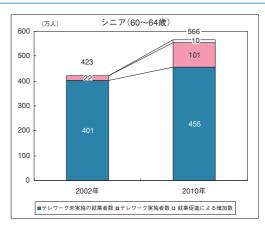
注 2 : ケース 1、ケース 2 とも 「自宅でテレワークを行う日には出勤しない人」の割合が 2 割 (2002年) から 6 割 (2010

年)に増大すると仮定している。

資料:「東京都市圏パーソントリップ調査」(東京都市圏交通計画協議会) により国土交通省都市・地域整備局作成

図表 2-3-6 女性及びシニア(60~64歳)のテレワーク実施者数(全国)





注 : 就業促進による増加数は新たに労働市場に参入する人のうち、3人に1人がテレワークを実施するという仮定で計算した増加分。

資料:国土交通省資料により国土交通省都市・地域整備局作成

図表 2-3-7 首都圏におけるテレワーク(在宅勤務)による災害時の帰宅困難者の削減効果



注1:東京都の被害想定では、都市間距離10km 以上1km毎に帰宅困難者出現率を10%と 設定し、20km以上では全員翌朝までに帰 宅できない帰宅困難者として推計した。

注2:この推計では通勤時間が60~80分で帰宅困 難者率50%、80分以上で100%とした。

資料:国土交通省資料により国土交通省都市・地 域整備局作成

3. 高齢者等の生活・社会的活動への支援

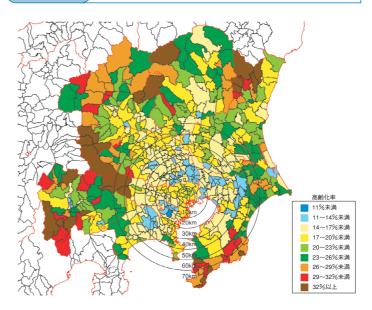
(1) 首都圏における高齢化の状況

平成16年3月31日現在、首都圏における高齢化率の高い地域は、主に東京都心から60km以上離れた首都圏外縁部に多く存在している(図表2-3-8)。

東京都心からの距離圏別1)に 高齢化の状況をみると、首都圏外 縁部だけでなく、10~20km圏と いった都心部でも外縁部ほどでは ないものの、高齢化率が高くなっ ており、30~40km圏は比較的高 齢化率の低い地域であることがみ てとれる。

平成2~7年では、都心部(10km圏)及び外縁部(60km以遠)といった従来から高齢化率の高かった地域で高齢化の進行速度が速かったものの、平成7年以降では逆に、30、40km圏等の比較的高齢化率の低い地域の進行速度の方が速くなっており、今後高齢化が急速に進む可能性がある(図表2-3-9)。

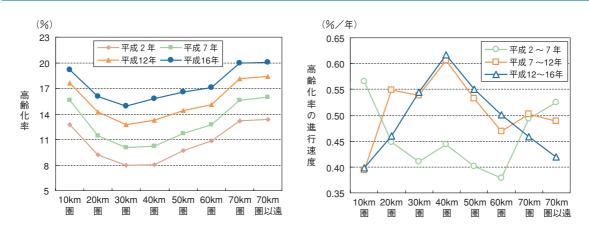
図表 2-3-8 首都圏における高齢化の現状



注 : 平成16年3月31日現在の状況。市区町村界は平成15年10月1日 時点に修正、距離圏は旧東京都庁(東京都千代田区)が中心で

資料:「住民基本台帳」(総務省) により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-9) 首都圏における近年の高齢化の進行状況



資料:平成2、7、12年の数値は「国勢調査」(総務省)、平成16年の数値は「住民基本台帳」(総務省) により国土交通省国土計画局作成

¹⁾ 距離圏については、平成15年10月1日時点の市区町村界を用い、旧東京都庁(東京都千代田区)から各市区町村の役所までの距離で距離圏を判別している。

(2) 住まい・まちづくりをめぐる高齢者等支援の動き

首都圏における、このような高齢化の 状況の中、高齢者をはじめ誰もが安心し て暮らすことができる環境を整備するた め、住宅、各種建築物、旅客施設等につ いて様々な取組が進められている。

平成13年8月に施行された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)では、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、高齢者単身・夫婦世帯等向けにバリアフリー化された優良な賃貸住宅の民間活力による供給を促進することを目的とした「高齢者向け優良賃貸住宅制度」が創設されており、首都圏におけるその認定戸数は、平成16年3月末時点で1,694戸となっている(図表2-3-10)。

また、平成15年4月に改正法が施行されたハートビル法²⁾では、バリアフリー対応の認定を受けた「認定建築物」に対する支援措置が拡大(容積率の算定の特例)されるなど制度の充実が図られており、首都圏における認定件数は平成16年3月末時点で554件となっている(図表2-3-11)。

公共交通施設については、平成12年11月に交通バリアフリー法³⁾が施行され、高齢者、身体障害者等の移動の利便性・安全性の向上が図られており、同法に基づく基本構想を作成している首都圏における市区町村は、平成16年12月末時点で、首都圏の約9.1%にあたる45市区町村となっている(図表 2-3-12)。

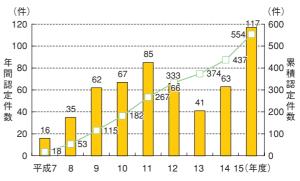
図表 2-3-10 高齢者向け優良賃貸住宅の認定 状況(首都圏)



注 :(財)高齢者住宅財団調べの数値であり、独立行政法人都 市再生機構が整備したものは含んでいない。

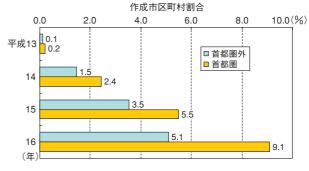
資料: (財)高齢者住宅財団資料により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-11 ハートビル法に基づく認定件数の 推移(首都圏)



資料:国土交通省

図表 2-3-12 交通バリアフリー法に基づく基本 構想の作成状況



注 : 各年12月末現在における作成状況。市区町村割合は、平成 17年1月1日時点の市区町村数で計算している。

資料:国土交通省

²⁾ ハートビル法:「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律 第44号)の通称

³⁾ 交通バリアフリー法:「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成 12年法律第68号) の通称

4. 首都圏における地域コミュニティ

首都圏などの大都市圏では、近所付き合いの希薄化により、町内会や自治会といった従来からの地縁的なつながりによる地域コミュニティの機能が低下していると言われている。

このような状況の中、治安の悪化や災害時の避難についての不安など、住民が感じている地域課題は多様化しているが、これらの地域課題に対して、地域コミュニティが主体的に取り組むことへの住民の期待は大きく、首都圏各地においても地域の安全・安心の確保に地域の力が重要な役割を果たしている事例がみられる。

ここでは、特に町内会・自治会といった地域コミュニティに着目し、実際の取組や首都圏住 民のコミュニティ意識を考察することで、地域コミュニティの形成要因や地域特性を分析し、取 り組むべき地域活動支援の在り方について記述する。

(1) 首都圏におけるコミュニティ意識

全国的にコミュニティ意識の低下が指摘されているが、一般的には、首都圏等の大都市部においては、その他の地域に比べてコミュニティ意識が弱いと言われている。そこで、地域コミュニティの形成に影響を及ぼすと考えられる地域の要因を、旧市街地や新興住宅地等の多様な地域が存在する横浜市内の地域を対象としたアンケート調査¹⁾により探った。対象地域は人口趨勢や市街化の成熟度を考慮して、中区、青葉区、保土ヶ谷区の各地域から2カ所ずつ選定し、以下の6地区とした(図表2-3-13)。

図表 2-3-13)調査対象地域の特性及び概況

	中区		青葉区		保土ヶ谷区	
地域特性	業務地域		人口移動率が高い地域		人口移動が安定した地域	
	伊勢佐木町地区	山下元町地区	荏子田地区	荏田地区	西谷地区	峰岡地区
調査票 配布地区 (町丁目)	末吉町1~4丁目 若葉町2、3丁目 伊勢佐木町4~7丁目 曙町2~5丁目 弥生町1~5丁目	山下町(一部) 元町(一部)	荏子田1~3丁目 美しが丘3丁目 (一部)	あざみ野南1~4丁目 荏田町(一部) 荏田北1、3丁目 (一部)	西谷町(一部)	峰岡町1、2丁目 宮田町3丁目
地域の概況	いる。5 F ~ 10 F 程居 のののののののののののののののののののののののののののののののののの	ルが多く、企業ビル、います。 企業ビル、います。企業ビル、いまりでは物も多い。人通りは非常に人の行がまます。 のできないできない。 道路幅は場所にもよる	住居専用地域。閑静な 住宅街。広い道路に届している場所にないるります。 アパートも声建するで、 体的には一戸建す場を い。敷地内に駐車場を する住宅が幅はとんく、 住宅街でもち~6m程	住居専用地域。閑静な 住宅街。比較的ゆとである 敷地内に駐車場 く、敷住宅が並みと 有するる。位とで く、たい の。道路幅は にいば の、 ので と、 ので く で く 、 ので と ので と り ので り り と り の り の り の り の り の り の り の り の り	住居地域。駅前の近隣 商業地域では通り沿い に個人商店や食料品 スーパーが並ぶ。住宅 はアパートと一戸建宅 が混在しており、 の敷地面積は狭く密集	域。閑静な住宅街。名 では、アパートもはない。 大アパートもある。会密場 している住家が立る立がは、 をでするにないる立がは、 はいる住家が立る立ができるができるができる。 はいる住家が立る立ができるができる。 はいる住家ができるができる。 はいる住家ができる。 はいる住家ができる。 はいる住家ができる。 はいるは、 はいるなが、 はいるは、 はいるは、 はいるは、 はいるは、 はいるは、 はいるは、 はいるは、 はいるなが、 はいるが、 はいなが、 はいなが、 はいなが、 はいなが、 はいるが、 はいなが、
人口(人)	6, 953	10,466	17, 362	15, 222	7,023	6,055
世帯数	4,824	5, 967	6,777	6,103	3, 115	2,886
世帯当たり 人口(人/世帯)	1.44	1.75	2.56	2.49	2. 25	2. 10
人口増減率	2.07%	7.13%	4.74%	6.70%	-1.13%	-0.53%
転出入人口差 (人)	110	654	679	844	-93	- 20
町内会・自治 会加入率	33%	63%	93%	84%	91%	95%

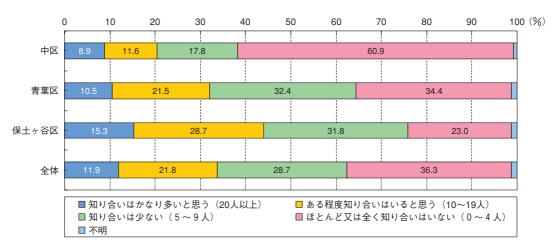
注 : 人口、世帯数、町内会・自治会加入率については、平成16年9月末現在。人口増減率、転出入人口差については前年同月との比較。いずれも町丁目ごとのデータを集計しているため、自治会単位のデータと異なる。

資料:横浜市資料等により国土交通省国土計画局作成

¹⁾ アンケートは、戸別配布方式により平成17年2月、国土交通省国土計画局実施。有効回答数992(回収率16.5%)。

アンケート結果から、地域コミュニティ意識と密接な関係があると考えられる隣近所との付き合いを地域別に見ると、中区において「ほとんど又は全く知り合いはいない」が6割を超えており、他の2地域に比べて付き合いの程度が低い傾向にある(図表 2-3-14)。また、地域活動への参加状況についても地域活動に参加していない人が7割を超えるなど、他の2地域とは異なった傾向を示している(図表 2-3-15)。これらのことから、同じ横浜市内であっても、地域によって傾向が異なり、コミュニティ意識に違いがあることがわかる(図表 2-3-16)。

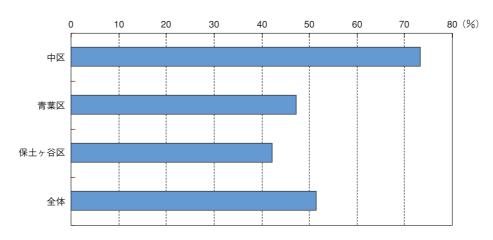
図表 2-3-14) 隣近所との付き合い



注1:居住地域において、隣近所を含めたおおむね徒歩20分圏内で、どのくらいの人と「立ち話をする」程度以上の 付き合いをしているかを尋ねたもの。

注2:単数回答 n=992。 資料:国土交通省国土計画局調べ

図表 2-3-15 地域活動に参加していない人の割合

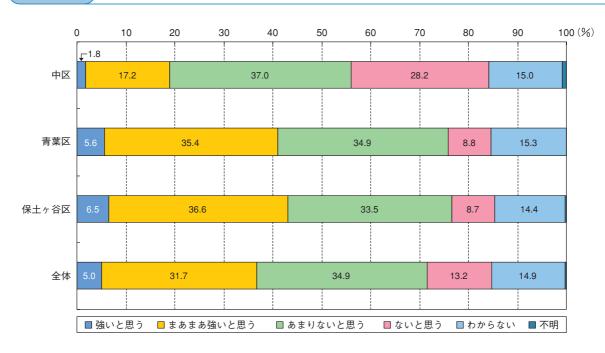


注1:居住地域において、町内会・自治会、その他地縁活動(婦人会・老人会等)、地域のサークル やクラブ等といった地域活動に参加しておらず、活動の会員にもなっていないと回答した人。

注 2 : 単数回答 n=511。

資料:国土交通省国土計画局調べ

図表 2-3-16 犯罪・災害に対する地域住民の助け合い意識



注 :単数回答 n=992。 資料:国土交通省国土計画局調べ

地域ごとの回答者の属性を見てみる と、中区は居住年数では「5年未満」、 居住形態では「集合住宅」、家族構成 では「一人暮らし」と回答した人の割 合が、他の地域に比べて高い(図表2-3-17)。

こうしたことから、地域の環境のほか、地域住民の家族構成、居住形態や居住年数等といった要素が地域コミュニティに対する意識に影響していると考えられる。

図表 2-3-17 地域別回答者属性(単位:%)

	【居住年数】 5年未満	【居住形態】 集合住宅	【家族構成】 一人暮らし
中区	53.3	75.6	31.1
青葉区	34.9	18.3	4.1
保土ヶ谷区	15.1	35.8	12.2
全体	31.9	37.4	13.1

注1:値は各々の設問で「5年未満」「集合住宅」「一人暮らし」と

答えた人の全回答数に対する割合。 注 2 : いずれも単数回答 n=992。 資料: 国土交通省国土計画局調べ

(2) 地域コミュニティ活動と今後への期待

①首都圏における地域活動の取組事例

多様化する地域課題に対し、地域コミュニティが主体的に取り組む事例が首都圏各地でみられる。ここでは、地域の安全・安心を確保する上で、重要なテーマとなっている「防犯」、「防災」について具体的事例を取り上げる。

(i) 防犯に対する取組(神奈川県鎌倉市 南鎌倉自治会)

南鎌倉地区は、鎌倉山の西側に位置する閑静な住宅街である。同地区の近隣地区で、犯罪が多発したことから、治安の悪化に危機感を覚えた地区内の一部有志により開始された防犯パトロール活動は、PR等により参加者が増加したことで、やがて自治会活動の一部と

して正式に承認されるに至った。

パトロールは1日2回、小学校低学年児 童の下校時間等に合わせて、地区内全域で 行われており、パトロール中にみられた不 審車の情報等を警察に提供することで、鎌 倉警察署によるパトロールにいかされてい る。

その結果、平成16年5月のパトロール活動開始以降、地区内での刑法犯認知件数が減少するなど、有効に機能しており、活動の成果が地域の安全の確保につながっている。

南鎌倉地区での防犯パトロール活動



資料:南鎌倉自治会

様々な専門知識を持った住民や警察との協働が、約200名の防犯パトロール隊の活動を支えており、活動を通じて住民の防犯意識が向上し、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の住民が参加することで、世代を超えた住民同士の交流がみられるなど、地域コミュニティの形成にも寄与していることがうかがえる。

(ii) 防災に対する取組(埼玉県坂戸市 鶴舞自治会)

鶴舞地区は、およそ1,000世帯、3,000人が居住する一戸建て中心の住居地区である。地区内では当初の入居世代の高齢化により、災害時における高齢者への支援が地域の重要な課題となっていた。

自治会内組織である鶴舞自主防災委員会は、震災時の防災対策として、個別訪問による防災調査を毎年度1回実施し、高齢者世帯などの地域の要援護者情報及び近隣で要援護者の支援を行う支援協力者情報を把握し、災害時に要援護者の支援を円滑に行

個別訪問による防災調査



資料: 鶴舞自治会

う「緊急時要援護者支援システム」を整備している。地震発生時などの緊急時には、支援協力者等が要援護者世帯に出向くなどして安否を確認し、異常が確認されたときは、救急への通報や避難活動の介助を行う。現在は、80世帯が災害発生時における要援護者の支援者として登録されており、災害時要援護者50名に対しサポートする体制を構築している。

また、このほかにも災害時の情報収集及び情報伝達を迅速に行うための防災バイク隊の結成や、緊急時の連絡先、自身の既往歴等を記入するSOSカードの発行といった取組も行っている。

これらの取組により、平常時においても、地域と民生児童委員との間で情報の共有等による連携、協働が行われることで、要援護者の様子を見守る意識が醸成され、要援護世帯が地域や支援協力者へ感謝する意識がみられたり、地域の協働も深まるなど、地域の安心

感が高まる効果がみられている。

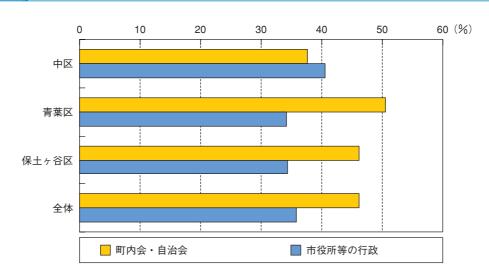
②今後の地域コミュニティに対する期待

このように活動が活発に行われている地域では、多世代が活動に参加するなど、地域コミュニティが有効に機能しており、地域の安全・安心の確保といった課題解決のためには、地域コミュニティの活性化が重要な要素の一つであると考えられる。また、こうした地域における人々のつながりや絆(きずな)は、「ソーシャルキャピタル」として近年注目されてきている。ここでは、地域コミュニティの活性化に向け、前述のアンケートから今後の地域活動に対する住民意識を見てみる。

「防犯」、「防災」をはじめとした多様化する地域課題に対して、地域コミュニティである町内会・自治会に活躍を望むと回答した人は、中区では約38%と、行政に活躍を望むと回答した人の約41%よりも若干低いものの、他の2地域では、町内会・自治会に対する期待が行政に対するそれを上回っている。全体では行政の約36%に対し、町内会・自治会は約46%となっており、住民は地域課題の解決について、地域コミュニティに高い期待を寄せていることがわかる(図表 2-3-18)。

また、今後の地域活動の活性化についても、全体の8割近くが期待すると回答しており、地域住民が、地域コミュニティの活性化は地域課題の解決に貢献するとして評価していると推察される(図表2-3-19)。

図表 2-3-18) 地域課題の解決のために今後活躍を望む組織

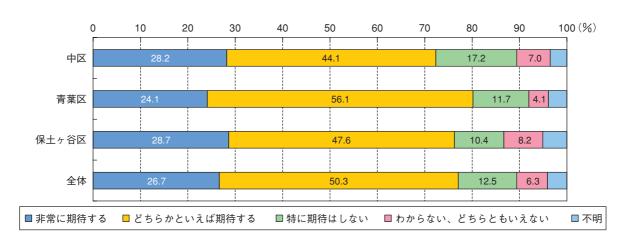


注1:居住地域において問題となっているテーマや課題(防犯、防災、環境等)を尋ね、それぞれのテーマや課題に対して、解決のため活躍してほしい組織として、「町内会・自治会」及び「市役所等の行政」と回答した人を合計したもの。

注2:複数回答 町内会・自治会 n=485、市役所等の行政 n=328。

資料:国土交通省国土計画局調べ

図表 2-3-19 居住地域における今後の地域活動活性化への希望



注 :単数回答 n=992。 資料:国土交通省国土計画局調べ

(3)地域コミュニティ支援の在り方

以上のことから、地域コミュニティの現状は、地域住民の居住形態等の地域要因によって異なり、地域において問題となっているテーマ、課題も多様である。住民の地域コミュニティに対する期待は高く、多様化する地域課題に対して、地域コミュニティが中心となって解決型の活動を求められる場面が増えてくるものと思われる。

地域コミュニティ活動の活性化には、参加しやすい環境づくりや、地域を担う人材の育成、登 用が不可欠である。そのためには、ボランティアや退職を迎える団塊の世代など、各種の専門 性を有する個人の能力を地域でいかすとともに、住民一人一人が地域の担い手であるという意 識を醸成するために、地域についてより深く知ることや、地域コミュニティ活動を通じた人材 育成等が重要であり、地域が果たす役割は大きい。

また、行政の地域コミュニティに対する支援としては、地域運営に関する市民向け講座をより充実させ、講座受講者の経験や知識を地域に還元していく仕組みづくりや、いくつかの地方公共団体でみられるように、地域コミュニティに対する活動費の補助について、世帯数に応じた一律のものから、その活動内容を考慮したものとするなど、地域活動の活発度等に応じた選択的な強化を図るといった方策が考えられる。

このように地域コミュニティ活動を効率的に支援していくことは、地域における課題に対し、 基盤整備など行政による施策等と連携して、地域が自ら解決に向けて取り組むことを促すもの である。社会全体の新規投資余力が減退する中、地域における人材や資源を活用し、地域コミュ ニティの活性化を図っていくことも、首都圏における安全・安心な魅力ある地域づくりを実現 する上で重要であると考えられる。